

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 14 日現在

機関番号：32621

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25770079

研究課題名(和文)『長珊聞書』から見る三条西公条を中心とした源氏学の実証的研究

研究課題名(英文) A study of Sanjonishi Kin'eda's commentary of Genji monogatari, by analyzing "Chosan Kikigaki"

研究代表者

本廣 陽子 (MOTOHIRO, Yoko)

上智大学・文学部・准教授

研究者番号：40608931

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は以下の二点である。(1)室町後期の源氏物語の注釈書『長珊聞書』の中に見られる三条西公条の説を分析することによって、公条の源氏物語講釈の新しい一面を明らかにすること。(2)三条西家の源氏学の集大成と言われる『岷江入楚』において、『長珊聞書』が引用された意図を明らかにすること。これらについて、研究代表者は、「公条の源氏解釈の一側面『長珊聞書』と『紹巴抄』『覚勝院抄』から」、「『長珊聞書』における「御説」の位置づけ「帚木」巻」、「『或抄御説』の注記から見た『岷江入楚』における『長珊聞書』の位置づけ」の三本の論文を発表した。

研究成果の概要(英文)：This study was designed to explicate the following two points.
1.To give a new aspect of Kin'eda's interpretation on Genji monogatari by analyzing his commentaries distinguished from others given by many experts in "Chosan Kikigaki" made in the second half of Muromachi period. 2.To clarify the reasons why many commentaries of "Chosan Kikigaki" were quoted in "Mingonisso" which is said to be the compilation of all studies on Genji monogatari by the family Sanjonishi.
Published 3 papers; An aspect of Kin'eda's commentary of Genji motogatari by analyzing "Chosan Kikigaki", "Johasyo" and "Kakusyoinso", Significance of the "Onsetu" in "Chosan Kikigaki" Hahakigi, Significance of "Chosan Kikigaki" in "Mingonisso", found out by analyzing "Arusyo Onsetu".

研究分野：中古文学

キーワード：源氏物語 長珊聞書 古注釈 三条西公条

1. 研究開始当初の背景

『長珊聞書』は、陽明文庫に伝わる室町時代後期の源氏物語注釈書である。連歌師長珊の注釈書であると考えられている。この書は、伊井春樹氏によって、『岷江入楚』(中世源氏学の集大成である注釈書)に引用されていることが明らかにされて以来、その存在が知られるところとなった。しかし一方で、陽明文庫本以外には、その転写本の端本(京都大学附属図書館蔵)が伝わっているのみであり、また、影印も翻刻も出版されていないことから、その内容についての論考はほとんど発表されてこなかった。

研究代表者はこれまで『長珊聞書』の調査を進めてきて、この書が、単に連歌師が書いた注釈書の一つとしては捨て置けない、むしろ積極的に研究しなければならない書であることが分かってきた。

特に、注目すべきなのは、『長珊聞書』に「御説」として見られる三条西公条の説である。『長珊聞書』に見られる三条西公条の説には、公条自身がまとめた注釈書に出てくる注記とは異なるものが多く見られるのである。この『長珊聞書』特有の公条説について、「葵」巻を中心に調査・分析したところ、これらは、いくつかの特徴を持つことが分かった。特徴の一つ目は、平易かつ口語的な言い回しを用いた分かりやすい説明の注が見られることである。二つ目は、他の注釈書から引用された注記に見られる語にさらに注を付けるというものである。三つ目は、他説に対する感情的な批判が見られることである。

『長珊聞書』の「御説」は、連歌師である長珊が公条の講義を聞いて記したものをもとにしたものと考えられている。それならば、これらの特徴は、『長珊聞書』の「御説」が、公条の源氏物語講釈を口ぶりもそのまま伝えていることから生じるのではないだろうか。公条は、長珊のような連歌師相手には、当時の言葉で噛み砕いて源氏物語の説明を行っていた可能性が考えられるのである。そして、この「御説」には、公条自身がまとめた源氏物語の注釈書には見られない別の公条の源氏解釈を見つけることができるのである。

2. 研究の目的

本研究の目的は以下の二点である。

- (1) 『長珊聞書』の中に見られる三条西公条の説を分析することによって、公条の源氏物語講釈の新しい一面を明らかにすること。
- (2) 三条西家の源氏学の集大成と言われる『岷江入楚』において、『長珊聞書』が引用された意図を明らかにすること。

本研究は、中世の源氏物語研究の中心人物の一人である三条西公条の源氏物語解釈の新たな一面を、これまでほとんど研究されてこなかった『長珊聞書』を調査し、考察することによって明らかにしようとするものである。この書に含まれる公条の説に着目する

ことによって、これまで明らかにされなかった公条の源氏物語講釈の実態や、他の当時の注釈書には見られない公条の新しい源氏物語解釈を示したい。

さらに、研究の目的はもう一つある。この『長珊聞書』が注目されたのは、この書が、中世の源氏学の集大成である『岷江入楚』に引用されているからである。『岷江入楚』はなぜこの書を引用したのか、『岷江入楚』の編者中院通勝は、『長珊聞書』をどのように捉えていたのかも明らかにしなければならない。そこで、『岷江入楚』と『長珊聞書』の注記(特に公条説)を比較しながら、『岷江入楚』が何を『長珊聞書』から取り入れて何を取り入れなかったのか明らかにし、『岷江入楚』の成立や中院通勝の編集意図をも考察することを目的とする。

3. 研究の方法

研究の方法としては次の二段階をとる。

まず、(1) 公条の源氏解釈の新しい一面を明らかにするために、『長珊聞書』に見られる公条説の特徴の全貌を明らかにする。

次に、(2) 『岷江入楚』における『長珊聞書』引用の意図を考えるために、『岷江入楚』における『長珊聞書』からの引用注記を、『長珊聞書』の注記と比較、考察する。

(1) について、『長珊聞書』の公条説(「御説」)を、公条自身の手になる注釈書(『明星抄』、『岷江入楚』所収の『秘抄』、龍谷大学図書館蔵『三条西公条自筆稿本 源氏物語細流抄』、『源氏物語聞書』)の注記と比較する。巻ごとに『長珊聞書』独自の公条説がどの程度現れるのかを明らかにする。その上で、『長珊聞書』独自の公条説について、それがどのような注なのか、また同時代の他の注釈書には見られないのか考察する。

(2) について、研究代表者はこれまでの研究において、『長珊聞書』の注、特にその中の公条説が『岷江入楚』に引用されていることに着目し、その理由について次のような予測を立てている。それは、『長珊聞書』の公条説が、まさに公条の講釈を口ぶりもそのまま写し取ったものであるために、そこに、整理された公条の注釈書には収められていない、講釈の場でしか聞き得ない公条の源氏解釈を見ることができ、それが『岷江入楚』を編纂した中院通勝にとって貴重だと感じられたために、引用されたのではないかというものである。しかし、これまでの研究ではまだ推測の段階で、十分にそれを裏付けることができていない。また、それを裏付けるためには、(1)で挙げたように、『長珊聞書』「御説」の全貌を明らかにすることが必要でもある。そこで、(1)を明らかにした後、この(2)についても明らかにしていく。『岷江入楚』と『長珊聞書』の注記を比較しながら、『岷江入楚』が何を『長珊聞書』から取り入れて何を取り入れなかったのか明らかにし、通勝の『長珊聞書』引用の意図を考察する。

4. 研究成果

研究代表者は、次の三本の論文を発表した。

- (1) 「公条の源氏解釈の一側面 『長珊聞書』と『紹巴抄』『覚勝院抄』から」
- (2) 「『長珊聞書』における「御説」の位置づけ 「帚木」巻」
- (3) 「『或抄御説』の注記から見た『岷江入楚』における『長珊聞書』の位置づけ」

(1)の論文は、一つ目の研究目的である、「『長珊聞書』の中に見られる三条西公条の説を分析することによって、公条の源氏物語講釈の新しい一面を明らかにすること」と関わるものである。

研究代表者は、『長珊聞書』中に「御説」として見られる公条説の抽出と、「御説」と公条自身の源氏物語注釈書(『明星抄』、『岷江入楚』所収の『秘抄』、龍谷大学図書館蔵『三条西公条自筆稿本 源氏物語細流抄』、『源氏物語聞書』)の注記との比較を行った。

そして、公条自身の注釈書に見られない「御説」を取り上げ、同時代の他の注釈書と比較することによって、公条の源氏解釈の別の側面を探った。

その成果の一部を発表したのが、(1)の論文である。この論文では特に「ひとだまひ」という言葉と、夕顔巻の「うちとけぬ御ありさま」という表現に着目して、『長珊聞書』の「御説」には、『河海抄』『花鳥余情』のようなそれまでの注釈書や、三条西家の注釈書の注記とは異なる解釈が見られることを指摘した。これらの注は、三条西家の源氏学の集大成と言われる『岷江入楚』には採用されていない。三条西家の学問として継承されなかった、公条の、別の新しい解釈が、『長珊聞書』には記し残されていることが分かるのである。これらの『長珊聞書』の注記は、晩年に至るまで次々と新しい解釈を生み出していった公条の姿を伝えているものであると考えられる。

さらに、今回とりあげた「御説」は、『紹巴抄』や『覚勝院抄』にのみ、同内容の注が見られる。『紹巴抄』や『覚勝院抄』は、公条の聞書をもとにしていると言われながら、そのどこまでが公条の説を反映しているのか分かっていない。『長珊聞書』の「御説」をもとにすることにより、これまで分からなかった『紹巴抄』や『覚勝院抄』内の公条説をあきらかにすることができ、そのことにより、それぞれの注釈書の内実が明らかになるとともに、公条の講釈の実態も明らかにできる可能性があることを本論文では示した。

特に『紹巴抄』との関係性は公条の連歌師相手の講釈の実態を考える上では重要であると考えられる。公条の新しい源氏解釈が連歌師相手の講釈の中から生まれてきた可能性が考えられるからである。

さて、第一の研究目的から、第二の研究目的「三条西家の源氏学の集大成と言われる『岷江入楚』において、『長珊聞書』が引用された意図を明らかにする」に移るにあたって、『長珊聞書』において、「御説」がどのように扱われていたのかを明らかにしておく必要が生じた。

そもそも、『長珊聞書』は諸注集成の注釈書で、「御説」以外にも多くの注釈書が引用されている。

『長珊聞書』に引用された「御説」は、長珊が聞いた公条の講釈のすべてをを伝えていたとは限らないのではないかと。長珊は、ある意図を持って、必要な公条の説を「御説」として、『長珊聞書』に残したのではないかと。そこで、次に、『長珊聞書』の中での「御説」の配置に着目し、『長珊聞書』において「御説」がどのように位置づけられているのか、考察を行った。その成果の一部を発表したのが、(2)の論文である。

(2)の論文では、特に、「帚木」巻について詳細に検討、考察し、以下のことを明らかにした。『長珊聞書』の「御説」にはその配置について、次の三つの特徴がある。それは、「御説」はその大半が各注の最後の方についている、「御説にも」と、「にも」を伴った表現が現れる、「御説しか注がついていない項目が数多く存在する、である。これらの特徴を手がかりに考察した結果、諸注集成としての性格を持つ『長珊聞書』において、「御説」は、源氏物語を理解する上で核となる解釈として載せられているというよりも、むしろ、これまでの諸注では足りない注を補い、解釈の幅を広げ、さらなる知識を付与するものとして、取捨選択され、載せられていた可能性が高いことが明らかになった。『長珊聞書』の「御説」が公条の源氏物語注釈書の注記とは異なるものを多分に含むのも、他の注釈には見られない平易な注が多いのも、新しい公条の説が見られるのも、それは、「御説」が以上のような意図をもって、『長珊聞書』の中に位置づけられていたからだと言うことができるのである。

研究代表者は、『長珊聞書』における「御説」の位置づけを明らかにしたあと、これまでの研究をふまえ、第二の目的へ研究を移した。『岷江入楚』内に『長珊聞書』から引用されている公条説を調査し、『岷江入楚』における『長珊聞書』引用の意図を考察した。その成果の一部を発表したのが、(3)の論文である。

これまでの研究で、研究代表者は、「御説」は、諸注では足りない注を補い、さらなる知識を付与するものとして『長珊聞書』に引用されており、「御説」がそのような内容を持つものでありえたのは、連歌師長珊相手に行われた源氏物語講釈だったからだと考えてきた。

とはいえ、『岷江入楚』の料簡に見られる

「此抄ニ引ク処ノ肩付」には、「或抄」として『長珊聞書』が示されている。正統な三条西家の注釈書と並んで、一介の連歌師の注釈書である『長珊聞書』が示されていることの意味はどこにあるのか、また、中院通勝は『長珊聞書』をどのように捉えていたのだろうか。

『岷江入楚』に引用された「御説」の中には、「秘」として引かれた公条説とは異なる解釈でありながら、しかし、それが公条の息子である三条西実枝の説と共通するものがいくつも存在する。つまり、公条が連歌師長珊相手に行った解釈で、これまでとは違う新しい源氏解釈の中には、息子実枝に対しても行われ、継承されたものがあるのである。このような注が存在するからこそ、通勝にとって、『長珊聞書』は正しく公条の説を伝えるものとして把握され、連歌師の注釈書であるにも関わらず、『岷江入楚』の資料として採用されたと考えられる。もちろん通勝は『長珊聞書』を手に入れたとき、「御説」が公条の説であることを聞いたのであろうが、そのみならず、「御説」の正統性は、注内部からも確かめられるものであったのである。

『岷江入楚』内の注記を見ていくと、そこに引用されている「御説」の中には、他の三条西家の注釈書には見られない注記がある。通勝は、手持ちの三条西家の注釈書にはない内容で、なおかつ、注を必要とした箇所合致した場合、連歌師である長珊相手に語られた公条の源氏解釈も、採用したと考えられるのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3件)

本廣陽子「「或抄御説」の注記から見た『岷江入楚』における『長珊聞書』の位置づけ」、『上智大学国文学科紀要』、査読無、第33号、2016、pp1-33

本廣陽子「『長珊聞書』における「御説」の位置づけ 「帚木」巻」、『三重大学日本語学文学』、査読無、第26号、2015、pp11-19

本廣陽子「公条の源氏解釈の一側面 『長珊聞書』と『紹巴抄』『覚勝院抄』から」、『三重大学日本語学文学』、査読無、第25号、2014、pp11-23

6. 研究組織

(1)研究代表者

本廣 陽子 (MOTOHIRO, Yoko)

上智大学・文学部・准教授

研究者番号：40608931